

次に、熊本地震関係でお尋ねします。

発災から1年2カ月が経過しました。

私たち日本共産党は3月から6月にかけて熊本地震で被災された方を対象に、アンケート調査を実施し、現時点で約800人の方からご回答をいただいております。

そこで浮き彫りになったことは、住まい再建にまだ多くの方が目途が立っていないという深刻な現状であります。仮設に入居されている方は、その大半が退去後のめどが立っていないと回答されており、その理由の最多が経済的理由となっています。知事は4月10日付新聞インタビューに答え、「住まいと仕事の確保に一定のめどがついた」とおっしゃっておられますが、実態はそんな楽観的な言葉が出てくるような状況ではないと、私は感じています。

まず第一に、仮設住宅の問題についてお尋ねします。

応急仮設住宅には単身者用の6坪タイプ、2人から3人の小家族用として9坪タイプ、それ以上の家族を対象とした12坪タイプという3つのタイプで設置されています。しかし熊本地震では、6坪タイプにはご夫婦など2人家族も入居されています。9坪タイプには4人家族あるいは6人家族が入居しているという事例もあります。内閣府が目安として示している以上の人数が、押し込められています。もちろん、仮設住宅を建てる時には、一刻も早く不自由な避難生活からの改善を、という急迫性があったことは理解できますし、入居された方々も、最初の時点では多少狭くても、入れるだけありがたい、という思いでおられたと思います。しかし暮らしていくうちに、やっぱり狭くて困ると感じるのは当然です。問題は、いったん入居したら、広い部屋への住み替えを原則認めないということにあります。広いところが空いていても認められません。しかもともとが、内閣府やプレハブ業界が示している目安以上に、県が入居者数を設定して入居させているわけですから、そもそも不適切な入居状況であると私は思います。希望があれば、より広いタイプの部屋への転居を認めることは当然ではないでしょうか。せっかく地震で助かった命なのに、その後もつらい思いをさせ続けなければならないというのは行政の対応として問題であります。心身へのストレスによる体調悪化も心配であり、生活環境の改善をはかる配慮と努力が行政の側に必要であります。少なくとも単身者用に入居している2人家族、少人数家族用に入居している4人以上の家族については全戸意向調査し、より広い部屋への住み替えを希望された場合は、例外なく認めるべきであると考えますがいかがでしょうか。

医療費の免除制度についてお尋ねします。被災者を対象とした医療費免除の制度が、2月9日の国からの通知を受け、県からの補助と合わせ、負担免除が9月末まで延長されることとなりました。ただ、仮設住宅など避難生活を余儀なくされている方々の多くが今なお自宅再建の見通しも立たず、心身ともに不安な日々を送られている現状を考えるならば、9月を期限とせずさらに延長すべきであると考えます。県として、実施主体に負担を負わせることなく、現状と同レベルの軽減措置を9月以降も継続させていくことを決断すべきだと考えますがいかがでしょうか。

次に宅地対策の問題についてお尋ねします。熊本地震の大きな特徴である宅地被害に対して県や国が従来の枠を超えて支援の拡充を図ってこられました。しかし残念ながら支援に大きな格差が生じている現状もございます。公共事業の対象となる復旧工事について、実施主体である市町村において、

住民負担をゼロとする決断が広がりました。このこと自体は私も昨年来、建設常任委員会などで取り上げさせていただいてきた問題でもあり、自治体の決断を歓迎しました。しかし一方で、公共事業の対象とならない工事には多額の自己負担が必要であります。自宅擁壁の復旧の場合、今回要件が拡大され高さ2メートル以上、対象家屋2戸以上であれば公共事業の対象となります。しかしとくに田舎のほうなどでは、一戸一戸の家屋が点在しており、公共事業の対象とならない擁壁被害が多数であります。そうした被害については復興基金による事業で支援しようと県は決断されたわけですが、しかし復興基金による事業となると、工事費1,000万円の場合には366万7千円の自己負担となります。基金による事業の場合は遡及して適用されるというところが大きな利点ではありますが、しかし同じ自宅擁壁の被害でも公共事業の対象となるかならないかで、自己負担に大きな格差が生じてしまうという現状は、改善すべきではないでしょうか。公共事業の対象となるケースは、避難道路等へ影響があるなど公共性の担保が条件となつていますが、そうした公共性の担保が認められる状況であるならば、2戸以上、2メートル以上という要件をさらに緩和して事業を適用すべきだと考えますがいかがでしょうか。

以上、仮設住宅の住み替え問題、医療費免除継続の問題については健康福祉部長に、宅地復旧対策については土木部長にお尋ねします。

<切り返し>

私はこの問題は、人権問題でもあると感じております。熊本地震が発生する約一か月前、NHKが暮らし解説という番組において、東日本震災から5年が経過するというところで、仮設住宅暮らしの現状が紹介されました。番組では、85歳ご夫婦の仮設の部屋を実際に映し出して、生活するうちにだんだん荷物も増えて棚とかもあちこち取り付けたけれども、もう仮設住宅に暮らし続ける我慢と苦勞は限界だとのことでありました。ここで紹介された部屋はそれでも9坪タイプ、2LDKであります。部長、4畳半一間の部屋に二人で生活する状況が想像できますか。いくら仮の避難生活とはいえ、人間らしい生活空間が提供されていると言えるでしょうか。一方、2LDKに6人、入っているというのもひどい状態だと私は思います。私は内閣府があえて事務取扱要領に、部屋のタイプごとに家族人数を今回明記したのは、熊本の仮設の実態を踏まえて、改善する必要があると判断したのだと受け止めました。だから私は、今後仮設住宅を建設するときには改善しますということではなく、今苦しめられている方々の生活をただちに改善させるという姿勢が県には求められているんだということを強調したいと思います。もしそれで仮設が不足するといふのであれば、将来的には災害公営住宅への転用を想定した、応急仮設の増設なども行なうべきだと私は思います。

医療費免除の継続問題ですが、いまだ4万7千人という規模で避難生活を余儀なくされている方がいる中で、私は少なくとも免除が打ち切られるというようなことが起こってはならないと思いますし、また実施主体である市町村も非常に厳しい財政運営を余儀なくされている中で、やはり国・県からの支援の継続は絶対に必要だと思います。ぜひ安心感を被災者や市町村に届けていただきたいと思います。

宅地被害についてであります。私は熊本地震の最大の特徴である甚大な住宅被害、地盤の被害。

これに対して従来の枠を超えた支援の仕組みを検討する必要があると感じています。その際、災害時における個人補償は行なわないという立場である国が、阪神淡路震災以降、どのような検討過程の中で被災者生活再建支援法を議論し立法化させてきたのか、私も少しだけ勉強してみたのですが、ぜひ熊本県も、地域社会の復旧・復興という観点から、地盤・宅地被害の復旧に対してさらにもう一步踏み込んだ支援の仕組みというものを、国とともに検討していただきたいということを申し上げたいと思います。